

平成30年度版

ひとめで分かる地域活動等支援策



稲敷市

【 目 次 】

【市の支援事業等】

1. 市民活動補償制度
2. 集落集会施設等整備事業
3. 地縁団体の認可
4. 防犯灯設置事業
5. 道路敷草刈り・側溝清掃謝礼制度
6. 介護支援ボランティア制度実施事業

【国・県などの支援事業等】

7. コミュニティ助成事業
8. 地域づくり団体協議会の加入登録
9. 地域づくり団体活動支援事業
10. いばらき地域づくりアドバイザー派遣事業
11. 多面的機能支払交付金事業

この冊子は、市民の皆さんが地域等で行う活動への支援策をまとめたものです。
各支援策について、ご不明な点がございましたら、それぞれのページに記載の担当課へお問い合わせください。

1. 市民活動補償制度



事業内容	市民団体等が無償により公益性のある活動を実施した際に、不測の事故により負傷したとき又は損害賠償を負う場合、市が契約した保険で当該支出を補償する制度です。
対象者等	市内に活動拠点を置き、おおむね5人以上の市民により自主的に組織された市民活動を行う団体 【申請者：団体の代表者】
申請方法	活動を行う際の事前の申請は不要です。事故が発生した場合は、早急に事故内容を市（市民協働課）へ連絡のうえ、事故報告書を添付書類（団体概要・当該活動内容・当該活動参加者名簿等）とともに、事故発生日から14日以内に市民協働課へ提出してください。 事故報告書の提出後、ケガ等が完治次第、保険会社へ保険金の請求に必要な必要書類を提出していただき、保険会社の審査に応じた保険金が支払われます。 事故発生 ⇒ 市へ連絡・事故報告書提出 ⇒ 治療・完治等 ⇒ 保険金請求 ⇒ 保険金支払い
補償額	①賠償責任補償：参加者又は第三者の身体・財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ◆身体賠償（1人 最大1億円、1事故 最大3億円） ◆財物・保管物賠償（1事故 最大500万円） ②傷害補償：市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により負傷等をした場合 ◆死亡・後遺障害補償（最大500万円：事故の日から180日以内） ◆通院補償（2,000円/1日：事故の日から180日までの間で90日限度） ◆入院補償（3,000円/1日：事故の日から180日限度） ◆手術補償（入院補償対象時、そのケガの治療のため手術を受けた場合、約款に定められた倍率の額） ※報酬を得て行う活動は対象となりません。 ※自助活動にあたる場合及び活動内容や事故状況等により対象とならないことがあります（当保険の適用については、保険会社の審査により判断されます）。

担当課	稲敷市役所 市民生活部 市民協働課 ☎029-892-2000 内線 2141
-----	---

2. 集落集会施設等整備事業



事業内容	地域の活動拠点となる集会施設を新築・補修等をする場合や、区が管理する既存遊具を補修又は撤去する場合に、費用の一部を補助します。
対象者等	行政区 【申請者：行政区長】
申請方法	事業着工前に、補助金交付申請書に必要書類（工事見積書の写し・現況写真等）を添付のうえ、市民協働課へ提出してください。 申請書提出 ⇒ 審査・交付決定 [市] ⇒ 事業着工～完了 ⇒ 実績報告書提出 ⇒ 補助金交付
補助額	①新築整備事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限500万円） 補助対象：建物本体部分・防災に関わる整備（防災カーテン、火災警報器等）等 （対象外のもの：土地購入費・外溝工事費・造成工事費・備品・消耗品・建築確認申請等費用など） ②補修改修事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円） 補助対象：建物本体部分、防災に関わる整備、畳張替、水道接続工事（加入分担金は対象外）等 （対象外のもの：建物本体に属しない部分・備品・器具・消耗品など） ③排水整備事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円） 補助対象：下水道供用開始後2年以内に実施する公共枡までの配水管工事及び水洗化のための便所改造工事 ④再建支援事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限500万円） 補助対象：災害で損壊した施設の建物本体部分・防災に関わる整備 〔対象外のもの：外溝工事費※・造成工事費※・備品費・消耗品費・建築確認申請等費用など〕 ※り災証明により半壊以上の被害を受けた施設と認められる場合は、外溝・造成工事費も対象。 ⑤遊具補修等事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限10万円） 補助対象：区が管理する既存遊具の補修及び撤去（遊具新設は対象外）
担当課	稲敷市役所 市民生活部 市民協働課 ☎029-892-2000 内線 2141

3. 地縁団体の認可



事業内容	不動産等を自治会等の団体名義で保有し登記したい場合に、自治会等の団体を、法人格を有した「地縁団体」として認可します。
対象者等	自治会等 【申請者：自治会等の代表者】
申請方法	<p>団体の代表者が、認可申請書に必要な書類（団体規約、総会議事録、構成員名簿、保有予定資産目録、団体事業実績、申請人代表者証明等）を添えて、市民協働課に提出してください。</p> <p>なお、申請を行う前に、必要な事項について団体の総会において決定しておくことが必要となります。</p> <hr/> <p>申請準備（規約作成、構成員名簿作成、保有予定資産等の確認） ⇒ 総会の開催 ⇒ 認可申請書提出 ⇒ （審査・告示 [市]） ⇒ 認可 ⇒ 不動産登記が可能</p>

担当課	稲敷市役所 市民生活部 市民協働課 ☎029-892-2000 内線 2141
-----	---

4. 防犯灯設置事業



事業内容	市内の小・中学生並びに市民の安全・安心なまちづくりを目指すことを目的に、各行政区からの要望により防犯灯を新設します。
対象者等	行政区 【申請者：行政区長】
申請方法	区長要望書に位置図を添えて危機管理課に提出して下さい。 (要望書様式は、年度当初に危機管理課から各行政区長に配布します。)
	※設置要件により、要望に添えないこともございますのでご了承ください。 要望 ⇒ 現地確認 [市] ⇒ 設置 [市] ⇒ (通学路未指定箇所の場合は3割分負担)
負担額	①要望箇所が通学路指定されている場合 設置費用の全額を市が負担します。 ②要望箇所が通学路指定されていない場合 設置費用の7割を市が負担し、残り3割は行政区に負担いただきます。 ※いずれの場合も、防犯灯に係る電気料は市が全額負担します。
担当課	稲敷市役所 総務部 危機管理課 ☎029-892-2000 内線 2505

5. 道路敷草刈り・側溝清掃謝礼制度



事業内容	行政区として自主的に道路敷きの草刈りや側溝清掃を行っていただいた場合に、謝礼金をお支払いします。また、希望する場合に側溝蓋の開閉道具を貸し出しいたします。
対象者等	行政区 【申請者：行政区長】
申請方法	事前の申請は不要です。 作業完了後、実施報告書に添付書類を添えて、建設課へ提出して下さい。 (実施報告書様式は、年度当初に建設課から各行政区長に送付します。) ※側溝蓋開閉道具の貸し出しについては、事前にお問い合わせください。 作業実施 ⇒ 実施報告書提出 ⇒ 謝礼金支払い
助成額等	①道路敷きの草刈り 10,000円(各行政区 年度1回限り) ②側溝清掃 10,000円(各行政区 年度1回限り) ※多面的機能支払交付金事業の一環として行う活動は、対象となりません。

担当課	稲敷市役所 産業建設部 建設課 ☎029-892-2000 内線 2331
-----	---------------------------------------

6. 介護支援ボランティア制度実施事業



事業内容	<p>高齢者がボランティア活動を通し地域に貢献していただくことで、高齢者ご自身の介護予防を図り、元気でいきいきとした地域社会となることを目的とした制度です。</p> <p>特別養護老人ホーム・デイサービスセンターなどの介護サービス事業所でボランティア活動を行っていただくと、ポイントが付与され、年間最大で5,000円が交付されます。</p>
対象者	市内に在住する65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）
活動方法	<p>年2回（6月・11月）開催するボランティア養成講座に参加いただき、介護支援ボランティアとして市へ登録いただきます。（養成講座は1度の受講で可）</p> <p>介護支援ボランティア登録後、ボランティアを受け入れている介護サービス事業所で活動を行っていただくと、ポイントが付与されます。</p> <p>ボランティア養成講座へ参加 ⇒ 介護支援ボランティア登録 ⇒ 介護支援ボランティア活動</p>
交付額等	<p>1時間の活動で1ポイント（1日2ポイント、年間50ポイントが上限）</p> <p>1ポイント100円で換算し交付（年間5,000円が上限）</p>

担当課

稲敷市役所 保健福祉部 高齢福祉課

☎029-892-2000 内線 2121

7. 平成31年度コミュニティ助成事業 《財団法人 自治総合センター事業》



事業内容	財団法人自治総合センターが実施する、自主的に活動を行う市民団体等のコミュニティ活動への助成事業です。平成31年度に実施する事業が対象となります。
対象者等	地域でコミュニティ活動を行う自治会等の団体 【申請者：団体の代表者】
申請方法	<p>希望団体は平成30年8月17日（金）までに市民協働課へお申し込みください。なお、自治総合センターへの市の申請枠が最大2枠のため、希望団体多数の場合は審査又は抽選のうえ、自治総合センターへ申請する団体を決定させていただきます。 ※年度ごとに実施要綱が定められます。</p> <p>事前申請（8月17日まで）⇒ 審査等[市]⇒ 申請書作成・提出（9月）⇒ 審査等 [県・自治セ]⇒ 採択可否決定（3月） ※採択された場合：事業着手（平成31年4月以降）～事業完了 ⇒ 実績報告書提出 ⇒ 助成金交付</p>
助成額	<p>①一般コミュニティ助成事業（100万円以上の事業が対象。最大250万円まで助成。） 地域のコミュニティ活動に直接必要な設備の整備等が対象となります。ただし、消耗品の購入などは対象外となります。</p> <p>②コミュニティセンター助成事業（事業費の5分の3以内の額を助成。最大1,500万円まで） 地域のコミュニティ活動のために必要な集会施設の建設等が対象となります。</p> <p>③青少年健全育成助成事業（30万円以上の事業が対象。最大100万円まで助成。） 青少年の健全育成に資することを目的としたスポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動のイベント等に関する事業に直接関係する経費が対象となります。ただし、食糧費や多用途に転用可能な消耗品の購入などは対象外となります。</p> <p>※自治総合センター審査により決定されますので、必ずしも助成が受けられるものではありません。</p>

担当課	稲敷市役所 市民生活部 市民協働課 ☎029-892-2000 内線2141
-----	--

8. 地域づくり団体（全国・茨城県）協議会への加入・登録



事業内容	<p>自主的かつ主体的に地域づくりを行っている団体が協議会に加入すると、活動に対する支援が受けられます。</p> <p>※「地域づくり団体茨城県協議会（事務局：茨城県地域振興課）」は、地域づくりに役立つ情報の提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を促進し、地域の活動が円滑に楽しく取り組めるようにすることを目的として設立されました。協議会は各都道府県に設置されており、その全国組織として「地域づくり団体全国協議会（事務局：一般財団法人地域活性化センター）」があります。</p>
対象者等	自主的かつ主体的に地域づくりを行う団体 【申請者：団体の代表者】
申請方法	<p>入会申込書と全国協議会登録用シートに必要事項を記入して、市民協働課へ提出して下さい。</p> <p>※入会申込書等の様式は、茨城県ホームページまたは市民協働課にあります。</p> <hr/> <p>申込書提出 ⇒ （茨城県へ送付 [市]） ⇒ 加入・登録完了</p>
支援内容	<p>①「地域づくり団体茨城県協議会」及び「地域づくり団体全国協議会」から、地域づくりに関する各種情報が得られます。</p> <p>②「地域づくり団体茨城県協議会」及び「地域づくり団体全国協議会」の支援制度を利用することができます。</p> <p>③県内の地域づくり団体と交流を深めることができます。</p>

問合せ先	稲敷市役所 市民生活部 市民協働課 ☎029-892-2000 内線 2141
-------------	---

9. 地域づくり団体活動支援事業 《地域づくり団体全国協議会事業》



事業内容	地域づくりを推進するために必要な講演会や研修会等を自主的かつ主体的に企画し開催する場合に、その講師招聘に係る費用に対して助成を受けられます。
対象者等	「地域づくり団体全国協議会」に登録している自主的かつ主体的に地域づくりを行う団体 【申請者：団体の代表者】 ※地域づくり団体全国協議会については、「8. 地域づくり団体（全国・茨城県）協議会への加入・登録」をご覧ください。
申請方法	申請窓口は茨城県地域振興課（TEL029-301-2732）となります。 詳しくは、茨城県地域振興課または市民協働課へお問い合わせ下さい。 ※申請書の様式は、茨城県ホームページまたは市民協働課にあります。 ※年度ごとに実施要領が定められます。毎年度予算額に達し次第、受付終了となります。 交付申請 ⇒ 審査・交付決定〔全国協議会〕 ⇒ 講演会等開催 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
助成額	講師招聘に係る謝金・旅費を対象として最大15万円まで （ただし、謝金・旅費はそれぞれ10万円が限度となります）

問合せ先	稲敷市役所 市民生活部 市民協働課 ☎029-892-2000 内線 2141
-------------	---

10. いばらき地域づくりアドバイザー派遣事業 《茨城県事業》



事業内容	地域づくり団体が、地域づくりを推進するために必要な講演会や研修会等を主体的に企画し開催する場合に、茨城県がその講演会等の講師（茨城県に登録されたアドバイザー）を派遣します。
対象者等	「地域づくり団体茨城県協議会」に加入している自主的かつ主体的に地域づくりを行う団体 【申請者：団体の代表者】 ※地域づくり団体茨城県協議会については、「8. 地域づくり団体（全国・茨城県）協議会への加入・登録」をご覧ください。
申請方法	申請窓口は茨城県地域振興課（TEL029-301-2732）となります。 詳しくは、茨城県地域振興課または市民協働課へお問い合わせ下さい。 ※申請書の様式は、茨城県ホームページからダウンロードできます。 ※年度ごとに実施要領が定められます。毎年度予算額に達し次第、受付終了となります。 <hr/> 派遣申請 ⇒ 審査・派遣決定 [県] ⇒ 講演会等の日程調整・開催 ⇒ 実績報告
支援内容	派遣される登録アドバイザーの謝金及び旅費について、全額茨城県が負担します。

問合せ先	稲敷市役所 市民生活部 市民協働課 ☎029-892-2000 内線 2141
-------------	---

11. 多面的機能支払交付金事業 《国事業》



事業内容	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために行う地域の共同活動について、原則 5 年間にわたり交付金による支援が受けられます。
対象者等	農業者のみ又は農業者と地域住民等で構成される地域活動組織 【申請者：活動組織の代表者】
申請方法	地域において活動組織を設立し、5年間の事業計画等を作成のうえ、市の認定を受ける必要があります。詳しくは、農政課へお問い合わせください。
	組織の設立 ⇒ 申請書類の作成・提出 ⇒ 事業計画の認定[市] ⇒ 交付金申請 ⇒ ⇒ 事業計画に基づき活動を実施 ⇒ 活動の記録・報告
対象活動	①農地維持支払交付金 地域活動組織が行う農地法面の草刈りや水路の泥上げなど ②資源向上支払交付金 地域活動組織が行う水路や農道等の軽微な補修及び環境保全活動（水質検査や植栽等）など ※活動地域の農地面積等に応じて交付単価が定められています。

担当課	稲敷市役所 産業建設部 農政課 ☎029-892-2000 内線 2313
------------	---------------------------------------